

大通達甲（少年）第1号  
平成18年 1月12日

簿冊名	例規
保存期間	常用

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

生活安全部長

青少年の健全な育成に関する条例の運用について（依命通達）

青少年の健全な育成に関する条例（昭和41年大分県条例第40号。以下「条例」という。）の運用上の留意事項等については、下記のとおりであるので適正な運用に努めてください。

なお、青少年のための環境浄化に関する条例の運用について（平成14年5月1日付け大通達甲（少年）第1号）は、廃止します。

#### 記

#### 1 運用上の留意事項

##### (1) 条例の解釈・適用

本条例には、青少年の保護と健全な育成を図るため、必要な範囲において県民の基本的な権利に対して一定の制約を加えるような諸規定が設けられているが、条例第11条において、その目的を拡張して解釈・適用し、県民の自由と権利を不当に制限することのないよう規定されていることに留意すること。

##### (2) 関係機関等との連携

青少年の健全な育成については、県民総参加で取り組み、推進することとされていることから、関係機関・団体と連携し、「青少年の日」（毎月第三金曜日）に街頭補導活動を行うなどの青少年の健全な育成に資する活動を積極的に推進するとともに、管内の有害環境の実態把握に努めること。

##### (3) 行政指導等の措置

条例に規定する図書等販売業者、有害がん具類等販売業者、遊技場等営業者、興業者等に対する営業の制限、ツーショットダイヤル等営業及び利用カードを販売するための自動販売機の設置場所に係る違反広告物等の除却等は、一次的には関係営業者の自粛と県及び公安委員会の行う適正な行政指導によって目的を達成することが望ましく、関係規定の罰則の適用に当たっては、慎重を期して行うこと。

##### (4) 立入り・調査活動上の留意事項

条例第45条の規定による立入り、調査等は、この条例の実施のため必要があると認める場合に、営業の時間内において、営業所に立入り、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に質問を行うものであり、関係者の正常な業務を妨げないように努めること。

#### 2 捜査上の留意事項

##### (1) 積極的な条例の運用

本条例違反は、すべて少年の福祉を害する犯罪であることを再認識するとともに、反社会性の強い事犯、組織的な事犯、再三の行政指導に従わない場合等悪質な事犯については、積極的な条例の適用に努めること。

##### (2) 違反行為者の年齢確認

条例第49条の規定により、違反行為をした者が青少年（18歳未満）である場合は罰則が適用されないため、違反行為者の年齢確認は確実にすること。

### 3 広報活動

青少年の健全な育成については、県民総参加で取り組み、推進することとされていることから、関係機関・団体と協力して、積極的な広報活動を行い、条例の周知徹底と遵法意識の醸成を図ること。

### 4 教養の徹底

所属の警察官に対して、条例の内容及びその解釈について具体的な指導教養を随時行い、運用に誤りのないように努めること。

### 5 検挙等の報告

条例違反で検挙の措置を講じようとする場合及び中止命令等の行政命令の必要があると認められた場合は、あらかじめ認知の段階から、その概要及び捜査状況を生活安全部少年課に速報すること。

（少年課企画・指導係）

（少年課少年事件特捜係）